

① チェックシート（申請用）

- ※ このチェックシートの各項目をチェックした上で、「まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書」と一緒に提出してください。

申請人氏名_____

【申請前】

- 新たに植栽する生け垣や樹木の延長が3m以上である。また、接道面から3m以内に植栽する。
- 道路は幅員が4m以上である。又は4m未満の道路であるが、必要な後退をした位置より内側に植栽する。
- 販売を目的として所有する建物敷地ではない。
- 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例による接道緑化を行うものではない。
または、同上条例等の規定により緑化が行われた建物敷地であるが、開発事業完了後5年以上経過しているか、建物敷地全体の緑化が同上条例等の基準に合致するものである。（ご不明であれば、お問い合わせください。）
- 接道緑化の対象となる植栽等の道路側に、塀等の工作物（高さが建築敷地地盤面から40cmを超えるもの）が設置されていない。また、設置の計画もない。
- 接道緑化の対象となる植栽予定の樹種は、ビャクシン類（カイズカイブキ・ハイビャクシン・一部のコニファー類）、キョウチクトウ、竹類ではない。
- 生け垣の植栽本数は、生け垣の長さ1.0m当たり2本以上である。
- 鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したものに限る。）の交付決定を受けて、1年以内にこれに替わる緑化をする場合は、「鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書」の写しを添付してある。

【申請書】

- 「まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書」の裏面に接道緑化工事見取り図が記載してある。又は別に見取り図を添付してある。
- 見積書は、補助対象となる植栽工事のみの見積である。
- 見積書はコピーではない。また、見積書には社印等が押印されている。
- 工事前の写真が添付してある。

このチェックシートでご不明な項目がありましたら、みどり公園課にお問い合わせください。

（鎌倉市都市景観部みどり公園課 電話0467-61-3486）